2025（令和７）年愛知県商品流通調査
Ｑ＆Ａ

目　　次

【　調査自体について　】　1

【　事業所（組織形態等）について　】　2

【　記入方法について　】　5

【　自工場生産額欄について　】　7

【　委託・受託生産について　】　１１

【　消費地別構成比について　】　１３

【　調査自体について　】

Ｑ１　この調査の根拠は。

Ａ１　商品流通調査は、原則５年に１度作成する愛知県産業連関表（以下 産業連関表）に必要不可欠な調査で、統計法第２４条及び愛知県統計調査条例第４条の規定に基づく統計調査です。

Ｑ２　産業連関表作成に不可欠とのことだが、産業連関表とはどのような統計なのか。最終的にどう利用されるのか。

Ａ２　産業連関表は、各地域の経済構造を明らかにする基礎資料であるほか、経済の予測、経済計画の立案、開発・投資等の効果測定など、様々な分野で活用されている統計です。

テレビや新聞などで、各種イベント開催による経済波及効果等、様々な場面で経済効果に関する報道がされることがありますが、これらの試算は主に産業連関表を利用して計算されたものです。

産業連関表を利用した波及効果分析は、県の各種施策の基礎資料として使っています。シンクタンクや金融機関などの民間企業においても様々な分析や経済予測を行っています。

Ｑ３　なぜ当事業所が調査の対象になったのか。

Ａ３　調査の対象となる品目について、経済構造実態調査の出荷額や生産動態統計調査の生産数量等で、本県において規模の大きい事業所から順に調査対象を選定しています。

Ｑ４　印刷してある本事業所の情報をどのように知ったのか。

Ａ４　事業所選定に当たっては、統計法に基づいた手続を経て国の承認を得た上で経済構造実態調査の出荷額や生産動態統計調査の生産数量等を基礎資料に使用しています。これらは本調査の資料としてのみ活用が認められており、他の目的で使用することはありません。

Ｑ５　毎年行われている調査か。

Ａ５　産業連関表の作成に合わせて、おおむね５年ごとに実施しています。なお、前回調査は 2020（令和２）年の１年間を対象とし、令和４年７月～８月に実施しました。

Ｑ６　この前、経済センサス-活動調査があったばかりだが、経済構造実態調査など既存の調査を使って企業の負担を軽くすることはできないのか。

Ａ６　本調査の調査項目は、経済センサス-活動調査には含まれず、また既存の統計調査の結果で代えることができない調査ですので、ご協力をお願いします。

【　事業所（組織形態等）について　】

Ｑ７　社名を変更した。

Ａ７　「事業所名」欄にある旧社名に取消線を引き、その横に新社名をご記入いただき、社名を変更した旨備考欄に記入してください。

Ｑ８　2025 年４月から独立した新会社で生産を引き継いでいる（引継いだ先の会社からの質問）。

Ａ８　事業所の所在地によって記入内容が異なります。

- 所在地の変更無し、及び県内で所在地変更した場合。
 「事業所名」には新社名を記入し、１月から１２月の分を記入してください。
- 県外に所在地変更した場合。
 変更後の所在地をお教えください。旧事業所分（１～３月）について記入が可能な場合は、社名等はそのままでその調査票に記入してください。なお、新事業所分（４～１２月）については、記入しなくて構いません。

Ｑ９　合併したが、合併前のＡ社とＢ社それぞれに調査票が送付されている。どのように記入するのか。

Ａ９　事業所の所在地等により異なります。

- 所在地を変更した場合。（Ａ８参照）

- 所在地の変更がない場合

 2025 年の数ヶ月でもＡ社、Ｂ社それぞれ生産活動をしていれば、そのままそれぞれの調査票に記入してください。なお、事業所名などの変更があった場合は、取消線で旧事業所情報を消していただき、現在の企業名、事業所名、ご連絡先をご記入の上、ご返送ください。

- 合併に伴い、一方が閉鎖した場合

 閉鎖分についてはその旨を備考欄に記入の上、返送してください。ただし、2025 年に生産活動がある場合は、その期間の情報を調査票に記入してください。

Q10　2025 年中に他県に移転した。

A10　移転の旨および移転先の所在地を備考欄にご記入下さい。移転時点までの 2025 年の実績を調査票に記入いただき、移転後については、記入しなくて構いません。

Q11　会社組織を二つに分割した。

A11　所在地の変更はありましたか。

事業所名等の変更のみであれば、そのまま記入してください。

分割に伴い、新事業所が 2025 年中に県内に設立され、本調査の対象となる場合は、その事業所についても調査票の記入が必要です。ご対応いただけるのであれば、お手数をおかけいたしますが、本県ホームページから調査票の電子媒体（EXCEL 形式）を入手していただくか、もしくは、お手元の調査票をコピーしてご使用ください。分割後、県外移転された場合は記入不要です。

Q12　調査対象事業所の経理を担当している別会社だが、調査対象事業所は県外に移転した。調査票は当社で保管している。どうしたらよいのか。

A12　調査対象外となりますので、備考欄に対象事業所が県外に移転した旨を記入して、返信用封筒で返送してください。

Q13　当社は同じ敷地内に本社と工場が所在しているが、本社分と工場分の計２通の調査票が送付された。

A13　経済構造実態調査又は生産動態統計調査でどのように回答したかにより異な

ります。

経済構造実態調査又は生産動態統計調査において本社で記入していただいているものは、どの工場での生産分ですか。

- 同一所在地の工場分のみの場合

 各通に本社分・工場分それぞれの内容を別々に記入していただいても、どちらか一方に本社分と工場分をまとめて記入していただいても結構です。一方に記入された場合、もう一方は備考欄にその旨を記入し、返送してください。

- 同一所在地の工場分と他工場分（同一県内）の場合。

 他工場の所在地をお教えください。その工場に調査票をお送りしているか確認後、再度ご連絡を差し上げます。そこが対象でなかった場合、お手数をおかけいたしますが、同一所在地の工場に加え他工場（同一県内）の分も調査票にご記入ください。なお、調査票の記入にあたっては、同一県内での生産分を、それぞれの工場の生産分として別々に記入していただいても、まとめて記入していただいても結構です。まとめて記入された場合は、調査票の備考欄にその旨を記入し、返送してください。

- 同一所在地の工場分と他工場分（県外）の場合。

 その同一所在地の工場分だけ記入し、送付してください。もう一方の調査票は、備考欄にその旨記入し、返送してください。

Q14　事業所は閉鎖（廃業・休止）した。

A14　いつ、閉鎖（廃業・休止）となりましたか。

- 2024 年１２月までの場合。

 備考欄に「〇年〇月閉鎖（廃業・休止)」等を記入の上、返送してください。

- 2025 年以降の場合。

 2025 年１月～閉鎖するまで（2026 年中に閉鎖の場合は 2025 年１～１２月）の実績を記入してください。また、備考欄にも「〇年〇月閉鎖（廃業・休止)」の旨記入してください。

Q15　数年前から工場機能がなく、物流センターになっている。

A15　経済構造実態調査又は生産動態統計調査での対応により異なります。

経済構造実態調査又は生産動態統計調査の報告を当該物流センターで行っている場合、記入していただいているものは、どの工場での生産分ですか。

Ａ13 を参照してください。

いつから物流センターとなり、経済構造実態調査（又は生産動態統計）の対象外になっていますか。

Ａ14 を参照してください。

Q16　製造品目が多く、印字されている品目が調査票２枚に渡る。とても記入できない。

A16　全品目の記入が困難な場合は、主力品目を中心に、可能な範囲でご記入ください。なお、全品目のうち主力品目など一部しかご記入いただけない場合には、お手数でも備考欄に「他の品目は記入困難」と記載してください。

Q17　乗用車の修理は調査対象か。

A17　乗用車の修理は調査対象外です。その他の自動車・二輪自動車の修理も対象外です。しかし、船舶、鉄道、航空機、航空機用原動機の改造については調査対象です。

なお、経済構造実態調査は主業種で業種格付けされてしまうので、経済構造実態調査の対象外となっている事業所であっても、主業以外に、船舶や鉄道等の改造を行っている事業所は調査対象となります。

【　記入方法について　】

Q18　前回調査票を見たい。前回当社で記入した担当者を教えて欲しい。

A18　大変申し訳ないのですが、統計法（第 41 条 守秘義務）で定められているため、前回調査でご提出いただいた調査票・担当者情報は提供することができません。

なお、大変お手数ですが、今回提出いただく調査票については、次回調査に向けて控えを保存いただきますよう、よろしくお願いいたします。

Q19　年度で記入してもよいか。

A19　2025 年１～１２月の期間での記入が困難な場合は、決算期など、記入のしや

すい期間で 2025 年１～１２月を最も多く含む１年間の実績で記入してください。

Q20　品目が多くて１枚の調査票に書ききれない。

A20　ご対応いただける場合は、お手数をおかけいたしますが、本県ホームページから調査票の電子媒体（EXCEL 形式）を入手していただくか、もしくは、お手元の調査票をコピーしてご使用ください。。

Q21　「賃加工を除く」品目と「賃加工」品目とはどう違うか（例えば、品目コード 053 染色整理（賃加工を除く）と品目コード 054 染色整理（賃加工））。なお、両方が印字された場合は、別々に回答しなければならないのか。

A21　原材料や製品等の提供を受けたかどうかの違いです。

「賃加工」品目とは、他の事業所より委託され、かつ委託者から原材料や製品等の提供を受けて、貴事業所が賃加工した品目を指します。それに対して、「賃加工を除く」品目とは、貴事業所が自ら原材料等を調達して、製造した品目を指します。

「賃加工を除く」品目については、数量×工場出荷価格（消費税を除く）で記入してください。「賃加工」品目については、数量×加工賃で記入してください。

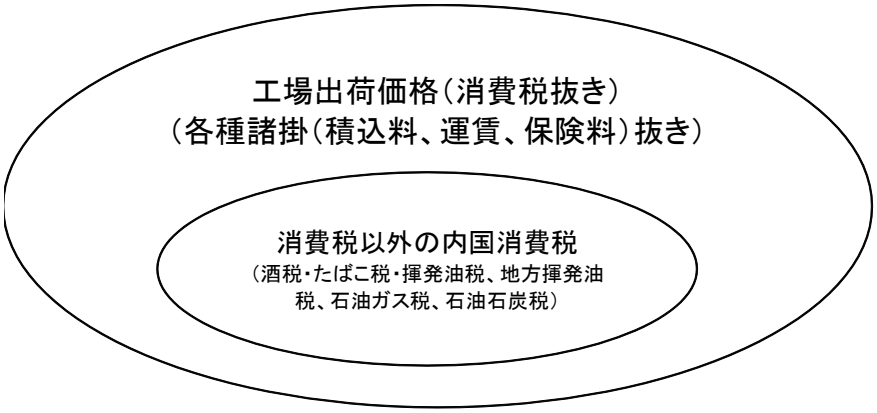
Q22　当事業所で製造している品目に「賃加工」品目にあたる品目がないが、どのように回答すればよいか。

A22　本調査では、「(賃加工)」と記載のない品目については、賃加工分（受託分）の回答は必要ありません。

【　自工場生産額欄について　】

Q23　工場出荷価格（消費税を除く）とは何か。

A23　本調査でいう工場出荷価格（消費税を除く）は、消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）を指します。なお、荷造料は含めません。



Q24　単価が分からないので、数量で記入したい。

A24　貴事業所内で単価の分かる部署にお問い合わせいただき、金額で記入してください。

Q25　海外生産は対象になるか。

A25　本調査は国内における生産活動を対象としており、海外生産は対象となりません。

Q26　現在生産していない品目が調査票に印字されているが、提出しなくてよいか。

A26　調査票に印字されている品目について、2025 年１～１２月の間に生産実績がまったく無いのであれば、印字されている品目名、品目コードに＝線を引いて、返送してください。なお、同封しました品目コード一覧表をご覧いただき、調査票に印字されている品目以外で、貴事業所において生産されている品目がありましたら、手書きで品目名・品目コードを追記し、必要事項を記入してください。

Q27　調査票の品目ごとの「自工場生産額」は「うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」及び「うち国内向出荷額」を合計した金額と必ずしも一致しなくてもよいのか。

A27　在庫の増減がある場合は、一致しないことになります。

Q28　生産した製品を全て別製品の原材料として消費している場合の生産額はどうするのか。

A28　数量×生産単価で計算した額を「自工場生産額」及び「うち自工場消費額」に記入してください。

Q29　カメラの分類についてどのように記入すればよいか。

A29　デジタルカメラは品目コード２９６「ビデオ機器・デジタルカメラ」、デジタルカメラを除くカメラは品目コード２６６「光学機械・レンズ」になります。

Q30　当事業所では複数の製品を製造しているが、調査票には１品目のみ印字されている。印字された品目についてだけ記入すればよいか。

A30　印字された品目以外についても、貴事業所で製造している製品が品目コード一覧表に掲載されている場合は、空欄に品目名及び品目コードを追記し、必要事項を記入してください。

※ 品目コードは、日本標準産業分類（令和 5 年〔2023 年〕7 月改定）に概ね準拠しています。該当するコードが分からない場合は、政府統計ポータルサイト e-Stat の下記ページをご参照ください。

https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

Q31　製品を複数製造しているが、当事業所で製造しているものは全て医療用機械器具（品目コード２６５）で括ることができそうなので、医療用機械器具としてまとめて記入してよいのか。

A31　医療用機械器具の品目例示を参照していただき、貴事業所の製造品の全てがこの例示にあたるものであれば、まとめて記入してください。もし、例示に該当しないものがあれば、その製造品に該当する品目コード（「ＣＴスキャン」であれば「電子応用装置（品目コード２８５）」等）を空欄に追記して、必要事項を記入してください。

Q32　呉服の絹製の帯を製造している。調査票には、綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）（賃加工を除く）（品目コード０４６）と印字されているが、織物製衣

服（賃加工を除く）（品目コード０５８）の方が正しいのではないか。

A32　縫製加工された完成品の帯として販売されているのであれば、印字されている品目名、品目コードに＝線を引いて、空欄に織物製衣服（賃加工を除く）（品目コード０５８）を追記して、必要事項を記入してください。

Q33　製造過程で生じる屑・副産物を回収し、出荷している。これも記入するのか。

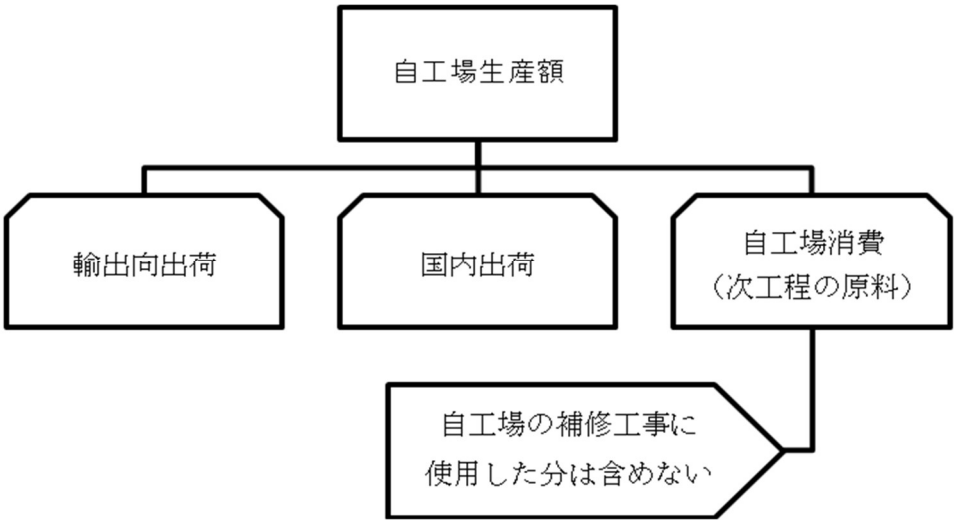
A33　スクラップ（鉄屑、金属屑、プラスチック屑等）は商品流通調査の対象外となり、記入の必要はありません。ただし、回収した屑・副産物を加工して出荷される場合は、調査の対象品目に該当する可能性があります。

Q34　当事業所で生産している製造品を、自工場の補修工事においても使っているが、これも自工場消費額に含めるのか。

A34　自工場の補修工事に関しては、自工場消費額には含めないでください。

ここでいう自工場消費額とは、貴事業所内で次工程の生産原料として消費されたものについて記入していただく欄です。例えば、貴事業所で製造している別製品の生産原材料として使われた場合や別製品の研究開発のために使われた場合などです。

したがって、貴事業所で生産した製品を自工場の補修工事に使用した場合は、次工程の生産原料として消費されたものには該当しませんので、自工場消費額には含めないでください。



Q35　自工場消費額を工場出荷価格で記入とのことであるが、実際に販売している訳ではない。どのように記入すればよいのか。

A35　少量でも出荷している場合は、「出荷額」から平均単価を求め、平均単価に、自工場で消費された数量を乗じて算出してください。

一方、全く出荷を行っていない場合は、市価で換算してご記入をお願いいたします。

Q36　当事業所で製造された製品は、グループ内の物流センターや外部の問屋に出荷しており、当事業所の製造品がどれだけ国内に出荷され、どれだけ輸出に回ったのか分からない。

A36　お手数ですが、物流センターや問屋にお問い合わせいただき、記入してください。また、国内向けについては、名古屋市内、名古屋市以外の県内、県外の構成比まで記入していただくことになりますのでご注意ください。

なお、物流センターへの問い合わせが難しい場合は、ご担当者の経験などを踏まえ、概ねの割合などを把握している範囲でご回答ください。

Q37　店舗の陳列ケースを設計・製造しているが、併せて内装工事も行っている。どのように記入したらよいのか。

A37　内装工事は調査の対象となりませんので記入は不要ですが、陳列ケースの製造については調査対象となります。陳列ケースの分について生産額、出荷額等を記入してください。

Q38　和菓子を製造している。自店に併設している喫茶店で販売したものと、他社に卸したものとがある。この場合、どのように記入するのか。

A38　自工場生産額の欄には、自店で販売したものと他社に卸したものを合わせて記入してください。自店の喫茶店で販売したものを自工場消費額に含めないでください。

また、輸出向け出荷額及び国内向出荷額の欄には、自店の喫茶店で販売したもの、他社に卸したもの双方について、国内向けか輸出向けかに振り分けて出荷額の欄に記入していただくとともに、国内向けについては、名古屋市内、名古屋市以外の県内、県外の構成比を記入してください。

Q39　「鋼船」を完成させるためには、通常１年以上の日数を必要とするが、この場合どのように記入するのか。

A39　生産額には、2025 年１月～１２月の生産実績（数年にまたがる時は、この期間に進ちょくした分、改造したものは改造分）を記入してください。出荷額には、2025 年に実際に引き渡したものを記入してください。製造中及び改造中で、未だ引き渡していない場合は、出荷額は「０」になります。

Q40　熱間圧延鋼半製品とは具体的にどういうものを指すのか。

A40　スラブ（薄板、厚板用素材）、ビレット（小型条鋼用素材）、ブルーム（大型条鋼用素材、鋼管用素材）など、圧延機、鍛造機にかけて、次工程製品の加工をしやすくした中間生産品及び連続鋳造設備により鋳造した中間生産品を言います。経済構造実態調査品目の「221114 普通鋼半製品」「221141 特殊鋼半製品」が該当します。これらを出荷している場合は記入してください。

鋼板などの製品となるまで一貫して製造し、熱間圧延鋼半製品の出荷が全くない場合は計上の必要がないので、生産額は「０」と記入してください。

【　委託・受託生産について　】

Q41　他の事業所に原材料等を支給して製造させた委託品の扱いはどうするのか。

A41　実際に委託生産を行った受託者の側で計上しますので、貴事業所の生産額や出荷額に含めないでください。

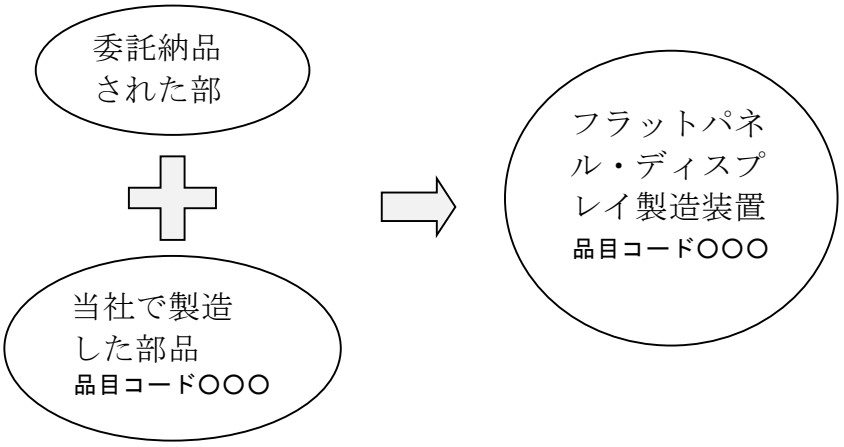
例えば、ＯＥＭ生産による供給を受けた製品などのように、製品を加工せずそのまま出荷した場合については、貴事業所の生産や出荷に含めないでください。

Q42　当事業所はフラットパネル・ディスプレイ製造装置を製造・販売している。外部の協力工場に当社で開発・設計したフラットパネル・ディスプレイ製造装置の部品の生産や加工を委託し、納品された部品と当社で製造した部品とを組み立てて、フラットパネル・ディスプレイ製造装置として出荷している。調査票記入例には、「×：貴事業所が他に委託して生産させたもの」とあるが、当事業所の場合、生産や加工を委託した分を除いて、工場出荷価格を算出しなければならないのか。

A42　品目ごとの生産額や出荷額に関する調査ですので、貴事業所で製造・出荷する

製品が、全て完成品、もしくは更に加工を加えて出荷している製品であれば、委託して製造･加工された部品は原材料として捉えられるため、工場出荷価格を算出する際、委託加工した部品相当額を除く必要はありません。貴事業所が生産するフラットパネル・ディスプレイ製造装置全体の工場出荷価格をご記入ください。

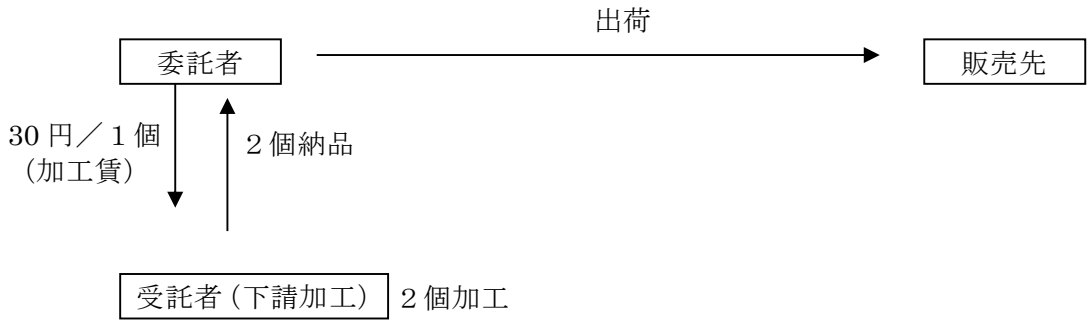
なお、フラットパネル・ディスプレイ製造装置の組立用として使うために、貴事業所内で製造した部品については、その部品の「自工場消費額」欄に計上されることになります。



Q43　当事業所は、委託者から渡された部品の熱処理、メッキ加工を行っている。そのため、受託加工費しか受け取っていない。生産額、出荷額を受託額ベースで記入してよいのか。

A43　加工賃にて記入してください。したがって、以下のような場合ですと、生産額６０円、出荷額は６０円と記入することになります。

なお、「消費地別構成比」に記入する地域は、納品先である委託者の所在地ではなく、委託者が当該製品を販売する先の地域を記入してください。販売先が分からない場合は、委託者に当該部品の販売先の地域別割合等を確認してください。



【　消費地別構成比について　】

Q44　最終消費地とは何か。製品の販売先を記入すればよいのか。

A44　貴事業所の製品が単純にどの地域に出荷されたかということではなく、貴事業所の製品が別の工場等で次の生産過程の一部に使用された段階や、最終的な消費者に渡った段階での出荷先地域のことです。

したがって、貴事業所製品の引渡先が、単なる集配拠点や卸売・小売事業者であり、新たな加工等を行わない場合や、その地域が最終的な消費地でない場合は、その集配地からの出荷先地域を記入してください。

Q45　我が社は、自県内の関連会社に全ての製品を出荷しており、その後、当該関連会社が他県に出荷している場合、自県へ出荷１００％となるのか。

A45　その製品の工程段階によります。

その関連会社でさらに加工等を行っている場合は、その関連会社の所在地（自県）が消費地となります。しかし、単なる集配や卸売・小売など新たに加工等を行わず出荷のみを行っている場合、お手数をおかけいたしますが、その関連会社に問い合わせていただき、そこからの出荷先を記入してください。

Q46　正確なデータはないが、日頃の業務で把握しているおおよその状況に基づいて回答してもよいか。

A46　全く事実に反する場合は困りますが、貴事業所ご担当者の経験などを踏まえ把握している範囲でご回答ください。

Q47　消費地別構成比の記入は難しいが、出荷額計だけなら出せる。それでもよいか。

A47　「消費地別構成比」欄が非常に重要となる調査であるため、貴事業所ご担当者の経験などを踏まえ把握している範囲で可能な限り消費地別に記入してください。

Q48　出荷内訳を小数点以下第１位の精度までは出せない。

A48　算出が可能な範囲の精度で結構です。例えば１５％なら、１５．０％と記入してください。

Q49　流通事業者に照会してもわからない（対応してくれない）が、どうしたらよいか。

A49　大括りの品目分類での出荷内訳などで結構ですので、流通事業者から提供いただけるデータがないか、再度流通事業者に相談してください。

Q50　受託生産を行っているが、（負担になるため）発注事業者に出荷先を照会することはできない。

A50　過度の負担にならない範囲（保有データの範囲内等）でデータをいただけないか、発注事業者と相談してください。

Q51　出荷先については配送センター等（問屋、卸先など）を経由しているため、内訳がわからない。

A51　より実態に近い情報を得るために、配送センター等への問い合わせも検討していただきたいですが、それができない場合でも、把握できる範囲で記入してください。

Q52　当事業所の製品は量販店（小売業）に出荷しているが、どの店舗に配送されたかなどの質問を量販店にすることもできないので、どの地域の人が購入したか分からない。

A52　「店舗所在地」＝「消費地」で結構ですので、できる限りどの地域の店舗に納入されたか量販店にお問い合わせいただき、調査票にご記入ください。量販店への質問が困難な場合は御社のカスタマーセンター等で把握されている顧客データ等で按分するなどしていただいても結構です。また、ご記入者のご経験を踏まえ、把握している範囲でのご回答でも結構ですのでご記入ください。なお、「量販店本社（物流センター）所在地＝消費地」ではありませんのでご注意ください。

Q53　完成車を製造しているが、本社に一括納入しており、販売先が分からない。

A53　本社にどこの地域に販売したか確認をお願いいたします。確認しても販売先が分からない場合は、生産されている車種名及び該当金額（工場出荷価格）をご記入ください。また、販売先を推定できる資料やご経験に基づいて記入していただいても結構です。

参考：車種名及びその金額の記入があった場合の推計方法

「普通・小型乗用車」の場合は、日本自動車販売協会連合会統計のデータ（冊子）を使用し、メーカー別県別 2025 年の登録台数を計算し、その登録台数の県内／県外構成比を消費地別構成比として使用する。

「軽四輪・二輪」の場合は、全国軽自動車協会連合会で公表している都道府県別販売台数を使用し、県別販売台数の県内／県外構成比を消費地別構成比とする。

全国軽自動車協会連合会 HP　http://www.zenkeijikyo.or.jp/statistics

Q54　当社は建設資材を製造しているが、建材の販売先が消費地になるのか。

A 54　建材の販売先ではなく、実際に建材を使用して建設が行われた場所が消費地となります。ただし、販売先が更に加工処理を行っている場合、販売先の所在地が消費地となります。

なお、ホームセンター（最終消費者に販売を行う小売店）などに出荷している場合は、その店舗の所在地を消費地としていただいて結構です。

Q55　当社は建設資材を製造しているが、販売したものがどこの建設現場で使用されているかなど分からないし、小売店でもどの店舗で売られているかなど分からない。

A 55　販売先にどの地域で建設を行ったか、あるいは小売店にどの店舗でどれだけ販売したかをお聞きください。無理であれば、建設地や店舗を判別するのに使用できそうな各種データ等から按分して推計していただくといった方法でも結構です。

Q56　当社の鉄筋は建設現場に行くまでの間、商社等（建設会社、ホームセンター等）複数が介在しており、とても最終消費地まで確認することは不可能である。

A 56　建設地や販売ルートを把握できるデータを用いて全体を按分していただくか、あるいは、これまでのご経験で推計していただくということでも結構です。